

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 道路の指定  
土地改良区より理事の氏名、住所の届出  
右同
- ◇告示 造林計画の植栽完了期限の変更  
建設業者の変更登録  
建設業者の登録まつ、消  
豚コレラ予防注射の実施  
昭和二十七年三月二十八日鳥取県公報号外中  
訂正
- ◇正誤

## 告示

### 鳥取県告示第四百六十五号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）

第八條の規定により次のとおり道路を指定した。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

昭和二十七年十月七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 申請人の住所氏名 鳥取市東町二五三 西 篠 良 雄

一 指定場所 鳥取市江崎町七六番七 七七番一

一 道路の延長 三メートル

一 道路の巾員 四メートル

一 図 面 省略

### 鳥取県告示第四百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八條  
第九項の規定により、次のように土地改良区より理事の  
氏名及び住所の届出があつた。

昭和二十七年十月七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

米川土地改良区

氏 名 住 所

森 脇 義 雄 西 伯 郡 和 田 村

加藤晴光	米子市道笑町三丁目
來間茂	角盤町三丁目
竹中善重	目久美町
伊藤雅久	上福原
八並令次	皆生
井上善司	東福原
国岡元治	西福原
戸田利昭	兩三柳
矢新積善	河崎
辻野麻治	觀音寺
大東利英	車尾
桑本正吉	安倍
森川恒作	西伯郡夜見村
足立信長	富益村
安田宜	大篠津村
永見精	中浜村大字小篠津
米谷雄二	大字新屋
佐々木宮松	余子村大字中野

清水純	上道村
下西二郎	境町明治町
浜田正一	外江町
高梨幸治	渡村大字渡
築谷敏雄	大字森岡
波辺勇	崎津村大字大崎
木村正	彦名村
藤岡重美	
新開川土地改良区	
井上光惠	米子市東福原
原谷正巳	西福原
八幡代三郎	上福原
井上福壽	
森田常藏	東福原
市川正栄	兩三柳
佐野川土地改良区	
山中栄和	日野郡溝口町大字宇代
秋本光俊	西伯郡幡郷村大字大殿

福田繁治	大字坂長
長谷川浩	
実松政壽	
宅野正紀	大字岩屋谷
宅野安治	
岩田祐	大字諸木
佐迫哲雄	
実繁文治	尙徳村大字別所
杉村正市	
石田文一	五千石村大字諏訪
富士川堯	
船橋雄治	幡郷村大字坂長
西村英雄	

鳥取県告示第四百六十七号  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八條  
 第九項の規定により、次のように土地改良区より理事の  
 氏名及び住所の届出があつた。

昭和二十七年十月七日	鳥取県知事	西尾愛治
讃岐井手土地改良区		
西田莊		東伯郡南谷村大字泰久寺
竹田正則		
石田泰三		大字松河原
安田義勝		
鳥飼貞好		
本高定雄		
山谷時造		大字大鳥居
山本巖		
鳥飼圭一		
藤井俊藏		
大歳久市		
大原治衛		大字安歩
池本賢藏		
新田井手土地改良区		
田辺清俊		西伯郡大和村大字佐陀

進 三千  
井 沢 松太郎  
渡 辺 竹次郎  
松 山 延 喜

鳥取県告示第四百六十八号

昭和二十七年一月鳥取県告示第十二号をもつて公示した造林計画の植栽完了期限を次のとおり変更する。

昭和二十七年十月七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号 登録年月日 商号又は名称  
鳥取県知事登録 昭和二十七年 松 本 組  
(乙)第一五三号 七月二十三日

主たる営業所の所在地 申請者氏名  
旧 東伯郡八橋町大字徳方 松 本 大 藏  
新 鳥取市東町一四二番地

鳥取県告示第四百七十号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十四條の規定による廃業届があつたので同法第十五條第一項の規定により建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和二十七年十月七日

「昭和二十九年一月末日」を「昭和三十二年一月末日」に変更する。

鳥取県告示第四百六十九号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十三條の規定による変更届につき次のように建設業者登録簿に昭和二十七年九月二十五日変更登録した。

昭和二十七年十月七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県知事登録 (ろ)第七三三号

昭和二十七年 二月十一日

大 谷 組

東伯郡赤碕町大字赤碕七三五

大 谷 正 壽

昭和二十七年 九月二十五日

登録番号

登録年月日

商号又は名称

主たる営業所の所在地

申請者氏名

登録まつ消 年月日

鳥取県知事

西

尾

愛

治

鳥取県告示第四百七十一号

家畜傳染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六條の規定により豚コレラの予防注射を次のように実施する。

昭和二十七年十月七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

記

一 実施の目的 豚コレラ予防の爲

二 実施する区域 別表の通り

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

全飼育豚、但し生後五十日以内 分娩前  
一箇月以内 分娩後十日以内のものを除く。

四 実施の期日 別表の通り

五 注射及びその方法

注射月日	注射区域	注射場所	時 間	皮下注射
十月 九日	東伯郡上郷村	同上	自九時至十六時	
" "	西郷村	" "	" "	" "
" "	上小鴨村	" "	" "	" "
" "	倉吉町旧小鴨	" "	" "	" "
" "	下郷村	" "	" "	" "
十日	上井町	" "	" "	" "
" "	八橋町	" "	" "	" "
十一日	浦安町	" "	" "	" "
" "	長瀬村	" "	" "	" "

昭和四年四月十日第三種郵便物認可

発行日火、金

鳥取県鳥取市東町印刷所 鳥取市東町印刷所 鳥取市東町印刷所 鳥取市東町印刷所

十月十三日	浅津村	自九時半至十六時	北谷村	誤
"	上山村	"	舍人村	"
"	下中山村	自九時至十六時	灘手村	"
十四日	安田村	"	中北條村	"
"	成美村	"	栄村	"
"	旭村	"	倉吉町	"
十五日	宇野村	"	自八時半至十六時	"
"	橋津村	"	"	"
"	三朝村	"	"	"
十六日	赤碕町	"	大鳴	正
"	由良町	"	大鮮	誤
"	大誠村	"	二	"
"	上北條村	"	六	"
十七日	高城村	"	一一	"
"	由良町	"	九	同
"	大誠村	"	九	同
"	泊村	自八時半至十六時	九	同
十八日	東郷松崎町	自九時至十六時	九	同

正 誤

昭和二十七年三月二十八日付鳥取県告示第一七二号中誤植があるので次のように訂正する。  
鳥取県告示第七十二号